

瀬戸市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第13号

瀬戸市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市職員の通勤手当に関する規則（平成16年瀬戸市規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(返納の事由及び額等) 第11条 通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について、次の各号に掲げる事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して次項に定める額を返納させるものとする。 (1)及び(2) <省略> (3) 月の中途において地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の規定により休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可（以下「専従許可」という。）を受け、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「派遣法」という。）第2条第1項の規定により派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休	(返納の事由及び額等) 第11条 通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について、次の各号に掲げる事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して次項に定める額を返納させるものとする。 (1)及び(2) <省略> (3) 月の中途において地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の規定により休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可（以下「専従許可」という。）を受け、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「派遣法」という。）第2条第1項の規定により派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休

<p>業をし、<u>法第26条の5の規定により自己啓発等休業をし、法第26条の6の規定により配偶者同行休業をし、又は法第29条の規定により停職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなる場合</u></p> <p>(4) &lt;省略&gt;</p> <p>2及び3 &lt;省略&gt;</p> <p>第13条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 月の中途において法第28条の規定により休職にされ、専従許可を受け、派遣法第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、<u>法第26条の5の規定により自己啓発等休業をし、法第26条の6の規定により配偶者同行休業をし、又は法第29条の規定により停職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなったときは、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月）から開始する。</u></p> <p>3 &lt;省略&gt;</p>	<p>業をし、又は法第29条の規定により停職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなる場合</p> <p>(4) &lt;省略&gt;</p> <p>2及び3 &lt;省略&gt;</p> <p>第13条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 月の中途において法第28条の規定により休職にされ、専従許可を受け、派遣法第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、又は法第29条の規定により停職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなったときは、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月）から開始する。</p> <p>3 &lt;省略&gt;</p>
---	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。